

## 公的研究費の運営・管理等に関する規程

### 第1章 総則

(趣旨)

- 第1条** この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正。令和3年2月1日改正。以下「ガイドライン」という。）に基づき、学校法人安田学園（以下「本学園」という。）における公的研究費の運営及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 この規程に定めるもののほか、公的研究費の運営及び管理等のための方法等については、ガイドライン及び本学園が定める関係規程（以下「ガイドライン等」という。）を準用する。

### 第2章 責任体制

(運営等のための責任体制)

- 第2条** 文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「公的研究費」という。）を受け入れた校園（以下「当該校園」という。）に、当該公的研究費に関し当該校園全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を置く。
- 2 当該校園に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について当該校園全体を統括する実質的な責任及び権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）を置く。
- 3 当該校園に、当該校園における公的研究費の運営・管理についての実質的な責任及び権限を持つ者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）を置く。

### 第3章 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(事務処理手続等の周知)

- 第3条** 統括管理責任者は、公的研究費に係る事務処理手続をガイドライン等に基づき適正に行うよう教職員に周知徹底を図る。

(関係者の意識向上等)

- 第4条** 当該校園は、公的研究費の運営・管理に関する意識向上等を図るため、コンプライアンス（法令遵守）教育の実施及び行動規範の策定を行う。
- 2 公的研究費の運営・管理に関する意識向上等を図るため、前項に規定するもののほか、公的研究費の運営及び管理に携わるすべての者（以下「研究者等」という。）に対して、法令遵守等を明記した誓約書の提出を求める。
- 3 前項に規定する誓約書が提出されていない研究者等については、公的研究費の申請、運営・管理等に関わることをできないものとする。

(告発等の窓口)

- 第5条** 公的研究費に係る学園内外からの告発等を受け付ける窓口は、法人本部人事部人事課とする。

- 2 前項に規定する告発等があったときは、法人本部人事部人事課にあつては統括管理責任者に、統括管理責任者にあつては最高管理責任者にそれぞれ速やかにその旨を報告しなければならない。

(調査等)

- 第6条** 本学園は、前条第2項の告発等に基づき、調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査を実施する。

- 第7条** 本学園は、調査の実施に際し、当該公的研究費を配分する機関に報告及び調査への協力等を行うものとする。

(調査結果の公表等)

- 第8条** 調査委員会は、第6条の規定に基づく調査の結果、故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容や、これに付した条件に違反した使用（以下「不正」という。）

を認定した場合には、理事長に報告する。

- 2 理事長は、前項の報告に基づき、当該不正に関与した者に対して、職員就業規程（本学園制定）の規定に基づき、懲戒処分を行うことができる。
- 3 本学園は、第1項の調査の結果、不正を認定した場合は、速やかに調査結果を公表する。

#### 第4章 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

（不正防止計画推進部署）

**第9条** 当該校園に、公的研究費に係る不正防止計画の推進を担当する部署を置く。

#### 第5章 公的研究費の適正な運営・管理活動

（取引業者）

**第10条** 本学園は、取引業者に対して公的研究費に係る不正対策の方針等を周知するとともに、誓約書を提出させるものとする。

- 2 本学園は、不正な取引等に関与した業者について、取引停止等の措置を講ずるものとする。

（発注及び検収業務等）

**第11条** 公的研究費に係る物品等の発注及び検収業務は、調達業務手続要領に定められたところにより行う。

- 2 本学園は、公的研究費に係る予算執行状況の検証、出張計画の実行状況等を確認するものとする。

#### 第6章 情報発信の推進

（相談窓口等）

**第12条** 当該校園に、公的研究費に係る事務処理手続及び使用ルール等に関する学園内外からの相談に対応する相談窓口を置く。

**第13条** 本学園は、公的研究費に係る不正への取組に関する取組状況等をホームページで公表する。

#### 第7章 モニタリング

（監査等）

**第14条** 監査室は、内部監査規程に基づき、公的研究費の適正な管理のため、公正かつ的確な監査・モニタリングを実施する。

**第15条** 監査室は、内部監査規程に基づき、業務監査及び会計監査を実施するほか、監事及び不正防止計画の推進を担当する部署と連携して不正使用の防止を推進するための体制について検証するとともに、不正使用が発生しやすい要因に着目した監査を実施するものとする。

#### 第8章 雑則

（準用）

**第16条** 他の省庁の定めによりガイドラインの準用が定められているものについては、この規程の規定を当該省庁の定める内容により準用するものとする。

（規程の改廃）

**第17条** この規程の改廃は、理事長が行う。

（雑則）

**第18条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 安田女子大学・安田女子短期大学における研究費に係る運営・管理等に関する規程（平成19年11月1日施行）は、廃止する。

#### 附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、2021年7月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条第2項関係）

年 月 日

## 誓 約 書

学校法人安田学園理事長 殿

私は、学校法人安田学園の職員として、公的研究費の使用に当たり、下記事項を遵守することを誓約いたします。

### 記

- 1 公的研究費の運営・管理に当たり、本学園及び公的研究費の配分機関の規則等を遵守すること。
- 2 公的研究費は、原資が国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、研究計画に基づき、公正かつ効率的に使用するとともに、研究において不正を行わないこと。
- 3 規則等に反して不正を行った場合は、本学園及び公的研究費の配分機関による処分の対象となり、法的な責任を負うこと。

所 属

氏名（自署）

別記様式第2号（第10条第1項関係）

年 月 日

## 誓 約 書

学校法人安田学園理事長 殿

当社（当法人）は、学校法人安田学園との取引に当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

### 記

- 1 関係法令及び所管機関が定める諸規程を遵守するとともに、不正取引、不適切な契約などの不正に関与しません。
- 2 貴学園が公的研究費に関して実施する内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。
- 3 当社（当法人）に不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。
- 4 貴学園の職員等から不正な行為の依頼等があった場合には、貴学園通報窓口（法人本部人事部人事課）に通報します。

住 所

会社名

代表者職名

代表者氏名